

(別紙1)

水質基準 (平成 28 年 4 月 1 日時点)

No.	項目	No.	項目
1	一般細菌	27	総トリハロメタン
2	大腸菌	28	トリクロロ酢酸
3	カドミウム及びその化合物	29	ブロモジクロロメタン
4	水銀及びその化合物	30	ブロモホルム
5	セレン及びその化合物	31	ホルムアルデヒド
6	鉛及びその化合物	32	亜鉛及びその化合物
7	ヒ素及びその化合物	33	アルミニウム及びその化合物
8	六価クロム化合物	34	鉄及びその化合物
9	亜硝酸態窒素	35	銅及びその化合物
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	36	ナトリウム及びその化合物
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	37	マンガン及びその化合物
12	フッ素及びその化合物	38	塩化物イオン
13	ホウ素及びその化合物	39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)
14	四塩化炭素	40	蒸発残留物
15	1, 4-ジオキサン	41	陰イオン界面活性剤
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及び トランス-1, 2-ジクロロエチレン	42	ジェオスミン
17	ジクロロメタン	43	2-メチルイソボルネオール
18	テトラクロロエチレン	44	非イオン界面活性剤
19	トリクロロエチレン	45	フェノール類
20	ベンゼン	46	有機物(全有機炭素 (TOC))
21	塩素酸	47	pH 値
22	クロロ酢酸	48	味
23	クロロホルム	49	臭気
24	ジクロロ酢酸	50	色度
25	ジブロモクロロメタン	51	濁度
26	臭素酸		

水質基準に関する省令 (平成 15 年 5 月 30 日厚生労働省令第 101 号)